（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第５（第23条関係）

第２種特別加入保険料率表

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第２種特別加入保険料率
（略）	（略）	（略）
特　9	労災保険法施行規則 第46条の17第９号の事業	1000分の３
特　10	労災保険法施行規則 第46条の18第１号ロの作業	1000分の３
特　11	労災保険法施行規則 第46条の18第２号イの作業	1000分の３
特　12	労災保険法施行規則 第46条の18第３号イ又はロの作業	1000分の15
特　13	労災保険法施行規則 第46条の18第３号ハの作業	1000分の６
特　14	労災保険法施行規則 第46条の18第３号ニの作業	1000分の17
特　15	労災保険法施行規則 第46条の18第３号ホの作業	1000分の３
特　16	労災保険法施行規則 第46条の18第３号への作業	1000分の18
特　17	労災保険法施行規則 第46条の18第２号ロの作業	1000分の３
特　18	労災保険法施行規則 第46条の18第１号イの作業	1000分の９
特　19	労災保険法施行規則 第46条の18第４号の作業	1000分の３
特　20	労災保険法施行規則 第46条の18第５号の作業	1000分の５

改正前

別表第５（第23条関係）

第２種特別加入保険料率表

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第２種特別加入保険料率
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
特　9	労災保険法施行規則 第46条の18第１号ロの作業	1000分の３
特　10	労災保険法施行規則 第46条の18第２号イの作業	1000分の３
特　11	労災保険法施行規則 第46条の18第３号イ又はロの作業	1000分の15
特　12	労災保険法施行規則 第46条の18第３号ハの作業	1000分の６
特　13	労災保険法施行規則 第46条の18第３号ニの作業	1000分の17
特　14	労災保険法施行規則 第46条の18第３号ホの作業	1000分の３
特　15	労災保険法施行規則 第46条の18第３号への作業	1000分の18
特　16	労災保険法施行規則 第46条の18第２号ロの作業	1000分の３
特　17	労災保険法施行規則 第46条の18第１号イの作業	1000分の９
特　18	労災保険法施行規則 第46条の18第４号の作業	1000分の３
特　19	労災保険法施行規則 第46条の18第５号の作業	1000分の５